

## 資料 2

平成24年 1 月 19 日

総務部経理用地課

### 工事契約における区内事業者優先発注基準の継続適用について

平成 21 年度案件から適用している区内事業者優先発注にかかる特例的な取扱いを、平成 24 年度においても継続して適用する。

#### 1 従前の区内事業者優先発注基準

原則として予定価格 1 億円未満の工事は、区内工事事業者を対象とする。

#### 2 平成 24 年度における特例的な取扱い

原則として予定価格 1 億 5 千万円（建築工事については 5 億円）未満の工事は、区内工事事業者を対象とする。